青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の概要

インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議　（内閣府）

会長：内閣総理大臣
委員：内閣官房長官、その他国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

基本理念

- 青少年の適切な活用能力習得を重視
- 青少年の有害情報の閲覧の機会を少なく
- 民間主体（国・地方自治体は支援）

国・地方自治体の責務

関係事業者の責務

保護者の責務

策定

基本計画

- 基本方針
- フィルタリング性能向上・普及
- インターネット教育
- 民間における取組の支援　等

総務省　経済産業省

その他関係省庁

支　援

支　援

民間団体・事業者（民間の第三者機関等）

- ○有害情報の通報を受理・通知団体
- ○フィルタリングソフトの性能の指針策定団体
- ○ADR（裁判外紛争処理）機関
- ○**閲覧制限の必要がない情報の収集・提供団体**
- ○**フィルタリング開発・提供事業者**
- ○インターネット教育団体
- ○その他の関係活動を行う団体

フィルタリングの普及・性能向上を推進する団体（民間の第三者機関）

- ○調査研究及び普及啓発
- ○フィルタリングソフトの技術開発

登録
（第三者機関の求めにより登録できる）

有害情報の閲覧防止措置の要請

開発努力義務
- ・青少年の発達段階等に応じた設定の実現
- ・**閲覧制限情報の必要最小限化**
- ・性能及び利便性の向上　等

環境整備

フィルタリングの提供義務

サーバー管理者

フィルタリング開発・提供事業者

携帯ISP・ISP
パソコンメーカー

・国民からの有害情報の通報受付窓口の設置努力義務
・有害情報の**閲覧防止の努力義務**　等

有害情報の閲覧防止

ソフトウェア・サービスの提供

青　少　年